

広島県教育委員会教育長告示第二号

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示

(広島県立高等学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表備考を次のように改める。

備考

- 一 これらの様式中「昭和」とあるのは、必要に応じて「明治」、「大正」又は「平成」と読み替えるものとする。
- 二 これらの様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「昭和 年 月 日生」とあるのは、「年 月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するものとする。
- 三 これらの様式中保護者に係る部分は、保護者が法人である場合にあつては、「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と、「住所」とあるのは「所在地」と読み替えるものとする。

別記様式第六号の注中

「3 入学を許可された者の保護者が世帯主でない場合は、保護者の住民票記載事項
証明書を添付すること。」

「3 入学を許可された者の保護者が世帯主でない場合は、保護者の住民票記載事項
証明書を添付すること。また、保護者が未成年後見人で法人の場合にあつて
は、当該法人の登記事項証明書を添付すること。」

(広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会
教育長告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表備考を次のように改める。

備考

- 一 これらの様式中「平成」とあるのは、必要に応じて「明治」、「大正」又は「昭和」と読み替えるものとする。
- 二 これらの様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「年 月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するものとする。

三 これらの様式中保護者に係る部分は、保護者が法人である場合にあつては、「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と、「住所」とあるのは「所在地」と読み替えるものとする。

(広島県立中学校学則施行細則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則施行細則（平成十五年広島県教育委員会教育長告示第六号）の

一部を次のように改正する。

第二条の表備考を次のように改める。

備考

- 一 これらの様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「年月 日生」と読み替えるものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載するものとする。
- 二 これらの様式中保護者に係る部分は、保護者が法人である場合にあつては、「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と、「住所」とあるのは「所在地」と読み替えるものとする。

別記様式第六号の注中

「2 入学を許可された者の保護者が世帯主でない場合は、保護者の住民票記載事項証明書を添付のこと。」

「2 入学を許可された者の保護者が世帯主でない場合は、保護者の住民票記載事項証明書を添付のこと。また、保護者が未成年後見人で法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付のこと。」

る。

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。